

住所変更の届出を忘れずに!

新しい生活に向けて準備を始める季節となりました。お住まいを変更される方は忘れずに住所変更届をお願いします。

住所変更届の際には届出人の確認をさせていただきます。免許証など本人確認資料（写真付きであれば1種類、写真付きでなければ2種類）を印鑑といっしょにご持参ください。

また、お持ちの個人番号カード（マイナンバーカード〈プラスチック製〉）あるいは個人番号通知カード（紙製）に住所変更の処理を行いますので役場窓口へご持参ください。

なお、同じ世帯ではない方が代理で住所変更届に来られる場合は委任状が必要です。委任状の書式は任意のもので構いませんが、町のホームページからダウンロードすることもできます。代理で来られる際には委任状、ご本人と代理人の印鑑、代理人の本人確認資料（写真付きであれば1種類、写真付きでなければ2種類）をご持参ください。

■問い合わせ 久賀総合支所 ☎ (79) 1000
 大島総合支所 ☎ (74) 1001
 東和総合支所 ☎ (78) 1110
 橘総合支所 ☎ (77) 5500



安本忠道先生が
医療功労賞を受賞されました

2月15日に行われた「第46回医療功労賞」（読売新聞社主催、厚生労働省、日本テレビ放送網後援、損保ジャパン日本興亜協賛）の山口県表彰式において、医療法人社団安本医院 院長安本忠道先生が表彰されました。

これは、地域医療に長年貢献された方に対して贈られるもので、地域医療の充実強化や救急医療対策等の推進に貢献した功績が高く評価されました。

安本先生は「これまで貫いてきたことを体力の限り続けていきたい」と抱負を語られました。

24 周防大島の文化財

日見岩戸神舞

日見を中心に行われる神楽を「^{かぐら}神舞」と呼ぶ。神舞という言葉は県下では玖珂郡南部、熊毛郡、大島郡に分布し、県外では大分県、宮崎県に分布している。このことから日見の神舞は、県内各地で行われる芸州神楽、石州神楽とは違って九州の流れをくむと考えられる。

神舞の由来は、家房の沖で難船した姫島の神官から伝わったものとされる。その舞を伝えたとされる八五両・藤四郎兩名の名を刻んだ石灯籠には文政7（1824）年正月と印されていることから、江戸時代後期にはじまったものと思われる。

舞楽は全部で16段からなり、湯立て神事から始まり火伏せの神である三宝荒神の舞や八幡神勧請の舞の後、天の岩戸開きの舞へと続く。

神舞は毎年、10月中旬の日曜日に日見のお旅所および横見の新宮神社で秋祭りへ加勢する形で実施されている。

《周防大島町文化財保護審議会委員 中野 行真》

